阿久根市告示第111号

阿久根市営住宅家賃滞納者に対する督促等の手続に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年10月30日

阿久根市長　　西　平　良　将

阿久根市営住宅家賃滞納者に対する督促等の手続に関する要綱の一部を改正する要綱

阿久根市営住宅家賃滞納者に対する督促等の手続に関する要綱（平成16年阿久根市告示第33の２号）の一部を次のように改正する。

題名を「阿久根市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱」に改める。

第１条中「家賃を滞納している者に対する督促等の手続について」を「家賃等の滞納の防止及び早期解消並びに滞納整理事務を適切に処理するため」に改める。

第２条を次のように改める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市営住宅　阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第９号）第２条第１号に規定する市営住宅及び阿久根市一般住宅管理規則（平成10年阿久根市規則第17号）第１条に規定する一般住宅をいう。

⑵　家賃等　入居者が市に納付すべき市営住宅の家賃及び駐車場使用料をいう。

⑶　滞納　家賃等を期限までに納付しないことをいう。

⑷　滞納者　家賃等を滞納している市営住宅の入居者又は家賃等を滞納したまま市営住宅を退去している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア　市長に市営住宅家賃納入誓約書（別記第１号様式）を提出し、これを履行している者

イ　病気、失職、生活困窮等の理由により家賃の納付が困難であると市長が認めた者

第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（不納欠損処分）

第７条　第３条に規定する催告等を実施したにもかかわらず、家賃等の納付が行われることなくその債権の時効期間が満了し、滞納者及び連帯保証人が次の各号のいずれかに該当し、当該債務を履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、不納欠損処理を行うことができるものとする。

⑴　当該債権の消滅時効を援用する見込みが明らかであるとき。

⑵　当該債権の取立てに要する費用に満たないと認められる少額の債権を滞納しているとき。

⑶　退去後５年以上経過し、退去後の継続調査により、所在不明で、かつ、その者への連絡手段がないとき。

⑷　死亡の事実が判明し、その者の財産が見当たらず、相続人が不明又は財産の放棄をしたとき。

⑸　無資力又はこれに近い状態であり、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

附　則

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。